

紡績運転(前紡工程作業)

<p>作業の定義</p>	<p>綿状の繊維を解きほぐし、短い繊維や夾雑物を取り除き、繊維の平行度、均整物を向上させてスライバーとし、さらに粗糸にする(中間製品を作る工程で、精紡工程の前段階工程)作業をいう。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)前紡工程作業</p> <p>① 始動・停止作業 1. 始動・停止の操作作業</p> <p>② 継ぎ・交換作業 1. 繊維束継ぎ・交換作業 ・スライバー(及びラップ、粗糸)継ぎ・交換作業</p> <p>③ パッケージ交換作業 1. パッケージ交換作業 ・ケンス(及びポビン)交換作業</p> <p>④ 供給作業 1. 繊維束供給作業(単品種・1機種)</p> <p>⑤ 異常時の処理判断作業 1. 不安全行動・状態の把握 ・危険予知トレーニングによる危険箇所の把握</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)前紡工程作業</p> <p>① 始動・停止作業 1. 始動・停止の操作作業 2. 異音・異臭・表示灯のチェック作業</p> <p>② 継ぎ・交換作業 1. 繊維束継ぎ・交換作業 ・スライバー(及びラップ、粗糸)継ぎ・交換作業 2. 段取修正作業</p> <p>③ パッケージ交換作業 1. パッケージ交換作業 ・ケンス(及びポビン)交換作業 2. 段取・仕掛作業</p> <p>④ 供給作業 1. 繊維束供給作業(単品種・1機種)</p> <p>⑤ 異常時の処理判断作業 1. 不安全行動・状態の把握 ・危険予知トレーニングによる危険箇所の把握 と危険予知</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)前紡工程作業</p> <p>① 始動・停止作業 1. 始動・停止の操作作業 2. 異音・異臭・表示灯のチェック作業 3. 紡出不可時の停止作業と関係者への連絡作業</p> <p>② 継ぎ・交換作業 1. 繊維束継ぎ・交換作業(多素材・多番手・多銘柄を含む) 2. 再用綿処理作業</p> <p>③ パッケージ交換作業 1. パッケージ交換作業(多素材・多番手・多銘柄を含む) 2. 収容量調整段取作業</p> <p>④ 供給作業 1. 繊維束供給作業(同時単品種・複数機種) 2. 消耗部品交換作業(必要によりローラー交換)</p> <p>⑤ 点検作業 1. 巡回による不良箇所の処置作業(供給部、作用部、紡出部、収容部) 2. 紡出状況の確認作業 3. 機械動作の異常・品質異常時の機台停止処置と関係者への連絡作業</p> <p>⑥ 試験・測定作業 1. 繊維束の量目測定作業</p> <p>⑦ 異常時の処理判断作業 1. 不安全行動・状態の把握及び対処 ・危険予知トレーニングによる危険箇所の把握と危険予知及び対策樹立</p>
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(2)安全衛生業務</p> <p>① 雇入れ時等の安全衛生教育 ② 作業開始前の安全装置等の点検作業 ③ 紡績運転職種に必要な整理整頓作業 ④ 紡績運転職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤ 保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥ 安全装置の使用等による安全作業 ⑦ 労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧ 異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">※</p>		
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連業務 ① 精紡工程作業 ② 巻糸工程作業 ③ 合ねん糸工程作業 ④ ケンス運搬作業 ⑤ 機台清掃作業</p> <p>(2)周辺業務 ① 製品区分管理作業 ② 品質維持管理作業 ③ 器具の管理作業 ④ 前工程及び自工程での中間素材の搬送作業 ⑤ 製品の搬送作業</p> <p>(3)安全衛生業務 上記※と同じ</p>		
<p>使用する機械・設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>前紡工程作業(一つ以上必ず使用すること。)</p> <p>① 原綿(混打綿機) ② ラップ・タフト(梳綿機(カード)) ③ カードスライバー → ラップ(精梳綿機(コーマ)) ④ スライバー(練糸機) ⑤ スライバー(粗紡機)</p> <p>① 前紡工程作業用機械等(一つ以上必ず使用すること。)</p> <p>1. 梳綿機(カード) 2. 練糸機 3. 精梳綿機(コーマ) 4. 粗紡機 および各機械の付属装置等</p> <p>② 器具等(必要に応じて使用すること。)</p> <p>1. 各種測定機器 ラップブロック、ラップリール、精密秤など 2. 各種器具等 ケンス、ポビン、運搬車、ドラムバサミ、ハサミ、ハンドブラシ、スパナ、等 3. 各機械の各種付属品等</p> <p style="text-align: right;">※混打綿機は、機械化されて単純作業部分が多いため対象外とする。</p>		
<p>製品の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①紡績糸 1. 天然繊維系(綿糸、梳毛糸、紡毛糸、麻糸、絹紡糸等) 2. 化学繊維系(スフ糸、合成繊維紡績糸) 3. 意匠糸(ファンシーヤーン) 4. 混紡糸(綿・ポリエステル、綿・麻、毛・アクリル、等) 5. 複合糸(コアヤーン) 6. ねん糸(紡績糸・生糸や合成繊維フィラメント糸) 7. ウーリー加工糸(合成繊維フィラメント糸)</p> <p>②工程段階での製品(中間製品) 前紡工程(スライバー、ラップ、粗糸(篠巻))</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1. カーベット製造作業 2. 化学繊維製造・製糸作業のみの場合 3. 網・綱(紐、ロープ)製造作業 4. 製綿業作業 5. 不織布製造作業 6. 反毛作業(一部前紡機と類似した機構を有する機械を使用するが、精紡工程の前工程となっていない場合) 7. 紡績仕上用でない巻糸機を使用する作業</p> <p>8. 巻糸工程が精紡工程の後工程となっていない作業 9. 前紡工程における混打綿機運転作業 10. 合ねん糸工程作業において、ねん糸機の運転を伴わない(合糸作業、巻き返し作業のみ)作業 11. 上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		